

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月頃A市所在のB（以下「会社」という。）に採用され、大工として就労していた。請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社が施工していたCマンションリフォーム工事現場において、高さ約1.2メートルの脚立から転落し、腰を強打した（以下、「本件事故」という。）という。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、その後同年〇月〇日にE整形外科に受診したところ、「腰部脊柱管狭窄症（椎間板ヘルニア合併）」（以下「本件傷病」という。）と診断され、さらに、同年〇月〇日にはF病院に転医した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の理由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

今般、請求人は、前回処分の対象期間以前の休業期間（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間）の休業補償給付を監

督署長に請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日及び同年〇月〇日から同年〇月〇日の期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、本件事故により受傷したとしてDクリニック受診期間とE整形外科受診期間（同整形外科は平成〇年〇月〇日まで）及びその後の5日間について休業補償給付を求めているが、平成〇年〇月〇日に監督署職員が行った主治医面談において、G医師及びH医師は、請求人の本件傷病は本件事故と因果関係がないと意見しており、当審査会は、本件事故から受診までの経緯及び請求人と上記医師たちとの対話の内容に照らし両医師の意見は妥当であり、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。